



令和8年8月13日

公益社団法人福井県労働基準協会 嶺南支部長 殿

製造業における「挟まれ・巻き込まれ災害」防止対策の徹底に向けた要請書

日頃より、労働基準行政の推進に格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

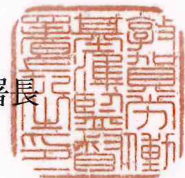
さて、令和7年（確定値）の敦賀労働基準監督署管内（嶺南地域）の製造業の休業4日以上之死傷災害の発生状況は23件で、前年比3件の増加（増加率15%）となっています。

また、直近3年（令和5年～令和7年）の製造業における労働災害を事故の型別でみると、**最も多く発生しているものが「挟まれ・巻き込まれ」**（全体の26%を占める）による労働災害となっており、その**半数が非定常時における作業中に発生**している状況にあります。

加えて、同期間における「挟まれ・巻き込まれ」による労働災害の半数が休業日数30日を超えており、一度災害が発生すると切断や骨折などの大けがに直結し、休業も長期化している状況が多々認められるところです。

つきましては、自主的な労働安全衛生活動の一助として同種労働災害防止に係る資料を作成いたしましたので、貴団体におかれましては、これまでも、製造業の労働災害防止対策を推進いただいているところですが、会員事業者等へ配布する等により労働災害防止対策の徹底について、周知していただきますようお願いいたします。

敦賀労働基準監督署長



【参考リーフレット】

○STOP！挟まれ・巻き込まれ災害

～「本質的安全」・「隔離」・「停止」の3原則から作るみんなの笑顔～

